

シェアリング車両賃貸借実施要項

1 賃貸借概要

(1) 件名

シェアリング車両賃貸借

(2) 賃貸借の目的

シェアリング車両を公用車として導入することで、公用車に係るコスト削減や費用対効果を検証するとともに、閉庁日等には市民や観光客と車両を共有することで、市民生活向上や二次交通の充実など、車両の有効活用を図ることを目的とする。

(3) 賃貸借の内容

別紙「シェアリング車両賃貸借要求水準書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日～令和7年8月31日(日)まで

(5) 賃貸借開始日

令和2年9月1日

(6) 提案上限額

4,546,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 公募型プロポーザルを適用する理由及び効果

本業務の実施にあたり、民間事業者の持つノウハウや経験を活かした企画の提案を広く求め、公用車を市民や観光客等と共有することで、公務での使用だけではなく、市民生活向上や二次交通の充実など、公有財産の多面にわたる活用が可能となる。

3 プロポーザルの実施方法及び地域要件

(1) プロポーザルの実施方法 公募型

(2) 地域要件 なし

4 参加資格要件等

参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、以下の要件を満たしていることを条件とする。

(1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90

号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「参加者名簿」という。）に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成30年3月19日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。

(4) プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。

- (5) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、募集要項において求める要件を満たしていること。

5 失格条項

以下の事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 提案書その他提出書類の提出期限及び提出方法を遵守しなかった場合並びに提出部数に不足があった場合
- (2) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合
- (4) 所管課の職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合
- (5) 前各号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると市長が判断する不正な行為を行った場合
- (6) その他委員会が不適格と認める場合

6 公募から契約締結までのスケジュール

日程	時間	内容
5月29日（金）	-	募集要項決裁
6月1日（月）	-	公募開始（公告日）
6月22日（月）	17時15分	質問受付締切
6月25日（木）	17時15分	参加意向申出書締切
6月30日（火）	-	提案書提出期限
7月1日（水）	-	提案書受領
7月6日（月）	14時00分～	選考委員会開催 （プレゼンテーション、ヒアリング）
7月8日（水）頃	-	結果通知
7月中旬頃	-	契約締結

7 質問方法

(1) 提出期限

令和2年6月22日（月）17時15分必着 ※閉庁日を除く

(2) 提出場所

会津若松市観光商工部企業立地課

〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3-46

電話：0242-39-1255 F A X：0242-39-1433

メールアドレス：kigyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）を企業立地課へ、電子メールで送信すること。

※ 提出先へ直接持参した場合は、受理しない。

(3) 回答方法

質問書への回答については、随時行う。なお、質問者には電子メールにより回答することとし、

併せてその内容について市ホームページに掲載する。

8 参加意向申出及び辞退の方法

(1) 受付期間

令和2年6月25日（木）17時15分必着

(2) 提出場所

会津若松市観光商工部企業立地課（7の(2)に同じ）

(3) 提出方法

参加意向申出書（第2号様式）を企業立地課へ郵送またはFAXで提出すること。

※ FAXの場合は、送付後に企業立地課へ確認の電話をすること。

※ 直接持参した場合は受理しない。

(4) 辞退方法

参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届（第3号様式）を郵送または持参で(2)の提出先へ提出すること。

9 企画提案書の提出及び作成方法

(1) 宛先

〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 企業立地課 行

(2) 提出期限

令和2年6月22日（月）から6月30日（火）までに会津若松郵便局に必着のこと。

会津若松郵便局の一般書留または簡易書留郵便によること。

※ 提出郵便局留の保管期間が10日間であるため、厳守すること。

※ その他の方法（持参、普通郵便、FAXまたは電子メール）による提出は受け付けない。

(3) 封筒

別紙「提案書提出用封筒の作成方法」のとおり記載すること。

(4) 企画提案書の内容

- ① 企業概要
- ② 業務実施体制
- ③ 類似業務の実績
- ④ 業務に対する考え方
- ⑤ 企画提案
- ⑥ 工程計画
- ⑦ 見積明細書

(5) 企画提案書の様式

（様式1）表題	（A4縦、1枚）
（様式2）会社概要書	（A4縦、1枚）
（様式3）業務実施体制	（A4、2枚以内）
（様式4）類似業務の実績	（A4、1枚）
（様式5）業務に対する考え方	（A4、1枚）
（様式6及び任意様式）企画提案	（A4、6枚以内）
（任意様式）工程計画	（A4、1枚）
（任意様式）見積明細書	（A4、1枚）

(6) 企画提案書作成上の注意点

- ① 企画提案書は、A4版、片面、横書き、文字は11ポイント以上とすること。
また、左綴じで1冊にまとめること。
- ② 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ること。
- ③ 提案書の内容に不足がある場合、その項目は0点とする。
- ④ 見積明細書の価格が、提案上限額を上回る提案は受け付けない。

(7) 提出部数

8部（正本1部、副本7部とする。正本には押印し、副本は正本をコピーすること。）

10 審査方法及び審査基準

(1) 審査体制

審査は、会津若松市が依頼した5名の委員により組織された選考委員会が行う。

(2) 審査方法

提案書及び提案者へのヒアリングにより、委員会が審査基準をもとに審査を行う。

プレゼンテーション及びヒアリングは対面による審査とするが、提案者が希望する場合は、ビデオ会議アプリケーション（以下「アプリ」という。）を活用して実施する。

(3) 日時

令和2年7月6日（月）※時間は後日連絡する。

(4) 場所

①対面による審査の場合

会津若松市生涯学習総合センター（会津稽古堂）研修室4
〒965-0871 福島県会津若松市栄町3番50号

②ビデオ会議による審査の場合

場所の指定はないが、審査中は参加者を除き非公開とすること。

(5) ヒアリングの方法

・共通事項

- ① ヒアリングへの出席は2名までとする。
- ② ヒアリングの順序については、参加意向申出書の提出順とする。ただし、その順番及び時間については、令和2年7月1日（水）以降に電子メールにて連絡する。
- ③ プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明すること。
- ④ プレゼンテーションの時間は、各団体25分程度（内容説明15分以内、質疑応答10分程度）とする。
- ⑤ ヒアリングの際に、新たな説明資料等の持ち込みは禁止する。

・ビデオ会議アプリを活用した審査の場合

- ① ビデオ会議アプリで対応可能なものは、次のとおりとし、いずれも市に対し招待・通知することで接続する。提案者は参加意向申出書により、使用するビデオ会議アプリの名称を市へ通知すること。

- ・Zoom
- ・Skype
- ・Microsoft Teams

- ② 提案者より選択されたビデオ会議アプリの接続テストは、令和2年7月3日（金）に行う。※時間は後日連絡する。
- ③ 審査当日、割り振りした開始時間の3分前にビデオ会議を接続し、定刻に合わせてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ④ 審査当日、ビデオ会議アプリの接続が困難となった場合は、市の判断により、電話でプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

11 審査基準

別紙「シェアリング車両賃貸借プロポーザル企画提案審査基準」による。

12 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員に電子メールで通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、提案者は、本プロポーザルに関する一切の事項について異議、その他苦情の申出をすることができない。

13 契約手続

本プロポーザルにおいては、本業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。

会津若松市は、委員会で選定された提案者との間で、仕様書の内容について企画提案書を踏まえた協議を行った上で、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

選定された提案者は、市との契約締結にあたり、契約予定額の100分の10以上の額の契約保証金を会津若松市に納入すること。ただし、会津若松市財務規則第105条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する場合がある。

その他、契約締結に当たっては、会津若松市財務規則等に基づき行う。

14 その他留意事項

- (1) 企画提案書、質問書その他の関係書類の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出した書類等の返還はしない。
- (3) 提出した提案書について、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (4) ヒアリングを指定された日時は厳守することとし、天変地異等のやむを得ない事情で遅刻、欠席する場合は、速やかに企業立地課まで連絡すること。
- (5) 提案者が1者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより、受託候補者の選定を行う。
- (6) 資格者名簿に登録されている事業者にあつては、通常の入札等同様、使用印鑑登録印を使用し、委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成を行うこと。
- (7) 新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、本プロポーザルの日程や諸条件の変更を行う場合がある。